

熊本県公報

第12855号
令和元年(2019年)
9月6日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………（障がい者支援課） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新……………（ ” ） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定……………（ ” ） 2
- クルーズ船用昇降機の競争参加資格等……………（管理調達課） 2
- 保安林の指定に関する予定……………（森林保全課） 2
- 保安林の指定に関する予定……………（ ” ） 3
- 保安林の指定に関する予定……………（ ” ） 3
- 造成宅地防災区域の指定の解除……………（建築課） 3
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 5
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 5

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任……………（農村計画課） 5
- 公共測量の実施……………（監理課） 6
- 土地改良区委員の退任及び就任……………（農村計画課） 6
- クルーズ船用昇降機の一般競争入札の実施……………（管理調達課） 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………（商工振興金融課） 10
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（農地・担い手支援課） 10
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ ” ） 11
- 第25回参議院議員通常選挙に係る選挙公報の印刷請負契約……………（市町村課） 11

登 載 依 頼

- 裁決手続開始決定……………（収用委員会） 11
- 裁決手続開始決定……………（ ” ） 12

告 示

熊本県告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので同法第69条の規定により公示する。

令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
牧診療所 菊池市深川400番地	令和元年（2019年）9月 1日
こすもす薬局御船店 上益城郡御船町御船902-2	令和元年（2019年）9月 1日

熊本県告示第296号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので同法第69条の規定により公示する。

令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
新生堂薬局玉名はねぎ店 玉名市繁根木14番地1	令和元年（2019年）9月 1日

熊本県告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
グループホームあおの郷 宇土市定府町字新屋敷3 4番地	株式会社ライフサポート ハラダ 宇土市浦田町字浦田26 番地4 原田 和正	共同生活援助	令和元年（ 2019年） 9月1日

熊本県告示第298号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
クルーズ船用昇降機 2基
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和元年（2019年）10月1日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和4年（2022年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和3年（2021）10月1日から同年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第299号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字西吉原4835番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇西吉原4835番（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第300号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 令和元年(2019年)9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字火烧輪智6425番
 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1)立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字火烧輪智6425番(次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第301号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 令和元年(2019年)9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字北黒川6557番1、6557番2、6586番1、6586番2、6589番
 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件
 (1)立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字北黒川6586番2・6589番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、6557番1、6557番2
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南小国町役場に備えて縦覧に供する。)

熊本県告示第302号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)1月19日熊本県告示第39号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)2月27日熊本県告示第140号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)3月6日熊本県告示第168号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)3月6日熊本県告示第169号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)3月13日熊本県告示第193号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)3月13日熊本県告示第202号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)3月16日熊本県告示第215号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)3月16日熊本県告示第216号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)3月30日熊本県告示第280号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)4月6日熊本県告示第308号(造成宅地防災区域の指定)及び平成30年(2018年)5月11日熊本県告示第392号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 門出地区(その1)造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字河原字門出629番4、740番5、742番1、742番2、743番、743番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 2 外村地区(その1)造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字外村1576番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1576番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 3 前鶴地区(その3)造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字前鶴483番1、483番2、483番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 4 秋田原地区(その2)造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字河原字秋田原536番の一部(次の図に示す部分に限る。)、537番の一部(次の図に示す部分に限る。)、537番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 5 皆元地区(その3)造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字鳥子字皆元195番1の一部(次の図に示す部分に限る。)、196番、201番5、201番6、202番2、202番2地先の道
- 6 馬場地区造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字鳥子字馬場1005番、1005番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、7番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1005番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
阿蘇郡西原村大字鳥子字岩下1006番の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 7 堤下地区造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字堤下674番1、675番1、674番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、681番1地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)、675番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、674番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 8 奈良山地区(その3)造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字宮山字奈良山444番、444番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 9 日向地区(その2)造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字宮山字日向9番、9番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 10 名ヶ迫鶴地区(その2)造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴809番2、809番8、809番8地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 11 日向地区(その1)造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字宮山字日向54番、55番、55番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 12 山口地区(その1)造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字宮山字山口585番1、585番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 13 万徳原地区造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字万徳原2787番1、2787番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、2787番4の一部(次の図に示す部分に限る。)、2788番1、2788番2、2788番3、2789番1、2789番1地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 14 中野尾地区造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字宮山字中野尾2037番1、2037番2、2038番1、2038番2、2038番3、2038番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
- 15 塩井社地区(その1)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字塩井社1849番、1850番、1853番3の一部(次の図に示す部分に限る。)、1849番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

16 立野地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字布田字立野1157番2、1157番9、1065番4の一部(次の図に示す部分に限る。)、1157番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

17 星ヶ丘地区(その2)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字鼈形山3594番2、3594番5の一部(次の図に示す部分に限る。)、3595番2、3594番2地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)

18 前鶴地区(その1)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字前鶴467番、468番、470番、471番、474番、474番2、465番3、453番の一部(次の図に示す部分に限る。)、453番地先の水の一部(次の図に示す部分に限る。)

19 奈良山地区(その1)造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字宮山字奈良山465番の一部(次の図に示す部分に限る。)、467番、467番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)
阿蘇郡西原村大字宮山字桶井川1134番2、1135番2、1136番の一部(次の図に示す部分に限る。)、1135番2地先の道

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第303号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和元年(2019年)9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人はるかぜ会	デイサービスたんぼぼの家	宇土市古保里町993番地1	令和元年(2019年)9月1日	通所介護

熊本県告示第304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年(2019年)9月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年(2019年)9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫字二重 3986番地先から 八代市泉町柿迫字佐別當 4310番地先まで	前	3.3 ~ 20.2	564.6	単道改
			後	7.8 ~ 31.0	564.6	

2 区域を変更する期日 令和元年(2019年)9月6日

公 告

熊本県公告第290号

球磨郡あさぎり町に事務所を置く上村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和元年(2019年)9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	溝口 秀人	球磨郡あさぎり町上南1226番地1
理事	浅生 孝	球磨郡あさぎり町上西1685番地
理事	山本 東一	球磨郡あさぎり町上西2447番地
理事	榎木 徹郎	球磨郡あさぎり町上南3205番地
理事	中富村 昭人	球磨郡あさぎり町上南2661番地
理事	山富村 雄治	球磨郡あさぎり町上南2152番地
理事	豊永 隆一	球磨郡あさぎり町上南1086番地
監事	安達 金伍	球磨郡あさぎり町上東1804番地
監事	那須 繁	球磨郡あさぎり町上東1646番地
監事	濱村 清巳	球磨郡あさぎり町上西10番地
就任		
理事	溝口 秀人	球磨郡あさぎり町上南1226番地1
理事	竹宮 康晴	球磨郡あさぎり町上南2254番地1
理事	山本 東一	球磨郡あさぎり町上西2447番地
理事	上田 安喜	球磨郡あさぎり町上南1861番地
理事	西 道義	球磨郡あさぎり町上南1136番地1
理事	永尾 弘光	球磨郡あさぎり町上西3385番地23
理事	那須 繁	球磨郡あさぎり町上東1646番地
監事	安達 金伍	球磨郡あさぎり町上東1804番地
監事	榎木 徹郎	球磨郡あさぎり町上南3205番地
監事	松川 良勝	球磨郡あさぎり町上西211番地

熊本県公告第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により阿蘇市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（空中写真撮影）	令和元年（2019年） 8月7日から 令和2年（2020年） 3月31日まで	阿蘇市全域

熊本県公告第292号

上益城郡嘉島町に事務所を置く嘉島中央土地改良区理事長から令和元年（2019年）6月11日付けで申請のあった定款の変更については、令和元年（2019年）8月28日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第293号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
クルーズ船用昇降機 2基
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
- (4) 納入期限
令和2年（2020年）3月31日（火）
- (5) 納入場所
八代港外港地区
八代市新港町一丁目13
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札は、公後、次の期間内に電子入札システムを利用し、紙入札移行承認を提出し、熊本県の承認を受け、電子入札システム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者、アイ登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ、名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(7) 入札金額

入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む）。入札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもち、入札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の1010分の100に相当する金額により入札すること。

(8) 仕様書に特段に定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合、次からエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次の受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和元年（2019年）10月1日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を港湾課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、港湾課の審査を受ける期間は、公告の日から令和元年（2019年）10月1日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後でも当該審査を随時受け付けるが、3(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願(書)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを

超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和元年(2019年)10月8日(火)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)10月8日(火)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和元年(2019年)10月16日(水)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和元年(2019年)10月15日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和元年(2019年)10月16日(水)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和元年(2019年)10月15日(火)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の可否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の申出期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

- ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
2 gangways.
- (2) Delivery period:
March 31, 2020
- (3) Delivery Place:
Yatsushiro Outside Port
1-13 Shinminato town, Yatsushiro City, Kumamoto Prefecture
866-0034, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: October 16, 2019 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than October 15, 2019
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第294号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス八代鏡店
八代市鏡町下村字南開1474番1 外
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地	ダイレックス株式会社 代表取締役 多田 高志 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

- 3 届出年月日
令和元年（2019年）8月26日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部振興課
令和元年（2019年）9月6日から令和2年（2020年）1月6日まで

熊本県公告第295号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）9月6日から同月19日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字迎古川1444番
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字宮下2244番ほか1筆
高宮 則吉	阿蘇市黒流町	阿蘇市黒流町字長通74番
農事組合法人黒流	阿蘇市黒流町	阿蘇市黒流町字長通75番
株式会社阿蘇カルデラRC	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字中原126番1ほか15筆
農事組合法人かみだ	阿蘇郡小国町上田	阿蘇郡小国町大字上田字五反4965番4ほか7筆

2 申請年月日

令和元年（2019年）8月23日

熊本県公告第296号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、令和元年（2019年）9月6日から同月19日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社オーガニックプロデュース	熊本市北区楡木	菊池郡菊陽町大字久保田字上原3138番ほか3筆
吉川 照幸	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町大字久保田字上原3223番ほか1筆

2 申請年月日

令和元年（2019年）8月26日

熊本県公告第297号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）9月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
第25回参議院議員通常選挙に係る選挙公報の印刷請負契約 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局市町村課
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和元年（2019年）7月2日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社熊本日日新聞社
熊本県熊本市中央区世安町172番地
- 随意契約に係る契約金額
31,498,960円（うち消費税及び地方消費税の額2,333,256円）
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

登載依頼

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決
手続の開始を決定した。

令和元年（2019年）9月6日

熊本県収用委員会会長 斉 藤 修

- 1 起業者の名称
熊本市
- 2 事業の種類
熊本都市計画道路事業3・3・8号二本木新大江線（熊本県熊本市中央区新大江一丁目地内）

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在 熊本県熊本市中央区新大江一丁目地内

地 番	地 目		全体の面積（㎡）		収用しようとする 土地の面積（㎡）
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
9番32	宅 地	宅 地	151.41	151.41	151.41

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地

なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
石 泉（持分237112分の4536）
（通称名及び登記記録上の氏名 青木 泉）
熊本県熊本市中央区新大江一丁目9番18号-403号
ライオンズマンション熊高前

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 新生信託銀行株式会社

代表取締役 久保 貴裕

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

石泉（通称名及び登記記録上の氏名青木泉）持分抵当権

(2) 九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

土地使用借権

(3) 西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 小林 充佳

大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

土地使用借権

(4) 熊本市

代表者 熊本市長 大西 一史

熊本県熊本市中央区手取本町1番1号

土地使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和元年（2019年）8月26日

熊本県収用委員会公告第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決
手続の開始を決定した。

令和元年（2019年）9月6日

熊本県収用委員会会長 斉 藤 修

- 1 起業者の名称
熊本市
- 2 事業の種類
熊本都市計画道路事業3・4・67号花園池亀線（熊本県熊本市西区花園二丁目及び
花園五丁目地内）

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在 熊本県熊本市西区花園二丁目地内

地 番	地 目		全体の面積（㎡）		収用しようとする 土地の面積（㎡）
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
7番	宅 地	宅 地	165.28	170.15	124.94

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地

なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所
土地登記名義人（亡）藤原 茂の法定相続人

(1) 後藤 恵子（持分6分の1）

熊本県熊本市西区島崎2丁目5番23号

(2) 藤原 孝（持分6分の1）

福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目12番13-402号

- (3) 前田 明美 (持分6分の1)
熊本県熊本市西区小島9丁目2番36号
 - (4) 宿称 明彦 (持分18分の1)
神奈川県横須賀市湘南鷹取2丁目10番18号
 - (5) 原賀 美紀 (持分18分の1)
福岡県久留米市北野町高良1807番地45
 - (6) 宿称 幸彦 (持分18分の1)
東京都板橋区高島平二丁目32番1-517号
 - (7) 開 フミ子 (持分6分の1)
熊本県熊本市西区島崎3丁目24番76号
 - (8) 倉田 勲 (持分6分の1)
千葉県我孫子市台田4丁目1番17号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- (1) 九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員 池辺 和弘
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
土地使用借権
 - (2) 西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
土地使用借権
 - (3) 株式会社ジェイコム九州
代表取締役社長 徳田 瑞穂
福岡県福岡市中央区那の津三丁目13番10号
土地使用借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和元年(2019年)8月26日